第47回定時株主総会招集ご通知添付書類

第 47 期 報 告 書

（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

事業報告
連結貸借対照表
連結損益計算書
貸借対照表
損益計算書
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告

TOWA株式会社

(証券コード 6315)

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、インフレの落ち着きによる実質所得の持ち直しを背景に、底堅い成長を維持したものの、不動産不況や消費の低迷が続く中国経済の減速や、米国の通商政策など先行き不透明な状況が続きました。

半導体業界につきましては、生成AI関連を中心とした高性能な半導体向け投資は堅調に推移しましたが、PCやスマートフォンなどの民生品向けや産業機器向けにつきましては、最終需要の低迷や在庫調整の長期化により、投資の停滞が続きました。

このような状況のもと、当社グループの業績は、半導体内製化を推し進める中国や、地政学的リスクから活発な投資が続く東南アジアでの需要を獲得出来たことから、売上高は前期比で増収となりました。各段階利益につきましては、人員増や研究開発費の増加にともない販売管理費が増加したものの、売上高の増加により、増益となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益には、一部の投資有価証券を売却したことによる売却益などが含まれております。

当連結会計年度の経営成績は次のとおりであります。

売上高	534億79百万円（前連結会計年度比30億７百万円、6.0%増）
営業利益	88億80百万円（前連結会計年度比２億18百万円、2.5%増）
経常利益	94億00百万円（前連結会計年度比３億20百万円、3.5%増）
親会社株主に帰属する当期純利益	81億21百万円（前連結会計年度比16億76百万円、26.0%増）

当連結会計年度の営業利益の主な増減要因（対前連結会計年度）は次のとおりであります。

売上高の増加による影響額	14億10百万円増
製品ミックスなどによる影響額	93百万円減
評価減の戻りなどによる影響額	3億91百万円増
販売管理費の増加による影響額	14億90百万円減

（単位：百万円）

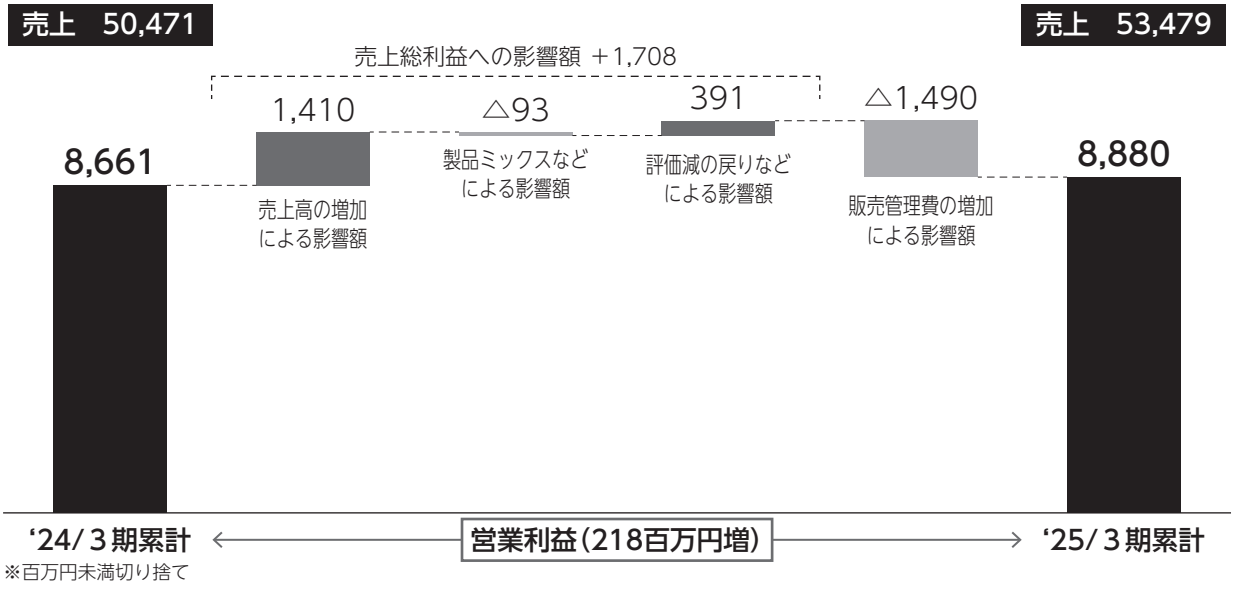

※百万円未満切り捨て

事業別の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来「ファインプラスチック成形品事業」としていた報告セグメントの名称を「メディカルデバイス事業」に変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

[半導体製造装置事業]

半導体製造装置事業における経営成績は、中国地域やその他アジア地域での投資が堅調であったこと、また、装置納入台数の増加や顧客稼働率の改善により半導体製造用等精密金型やTSS（トータル・ソリューション・サービス）の売上が増加し、売上高489億59百万円（前連結会計年度比30億55百万円、6.7%増）となりました。

利益につきましては、売上高の増加に伴い、営業利益83億53百万円（前連結会計年度比２億55百万円、3.2%増）となりました。

[メディカルデバイス事業]

メディカルデバイス事業における経営成績は、医療機器向けの成形品や組立品の需要が堅調であったことから、売上高22億63百万円（前連結会計年度比１億13百万円、5.3%増）、営業利益４億53百万円（前連結会計年度比４百万円、1.1%減）となりました。

[レーザ加工装置事業]

レーザ加工装置事業における経営成績は、顧客稼働率の低迷により主力製品であるレーザトリマの売上高が低調であったことに加え、事業拡大や開発体制強化に向けた人財強化に伴う人件費の増加などにより、売上高22億56百万円（前連結会計年度比１億60百万円、6.7%減）、営業利益73百万円（前連結会計年度比31百万円、30.1%減）となりました。

企業集団の事業セグメント別の売上高　　（単位：百万円）

事業区分	第46期 2023年４月１日から 2024年３月31日まで		第47期 2024年４月１日から 2025年３月31日まで		前連結会計年度比増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	額	率
半導体製造装置事業	45,903	90.9%	48,959	91.5%	3,055	6.7%
メディカルデバイス事業	2,150	4.3%	2,263	4.2%	113	5.3%
レーザ加工装置事業	2,417	4.8%	2,256	4.2%	△160	△6.7%
合計	50,471	100.0%	53,479	100.0%	3,007	6.0%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は53億91百万円であり、半導体製造装置事業において50億98百万円、メディカルデバイス事業において１億84百万円、レーザ加工装置事業において１億８百万円を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当社は、資金調達の効率化及び安定化を図るため取引銀行６行と総額185億円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は70億円であります。

⑵ 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

区分		第 44 期 (2022年３月期)	第 45 期 (2023年３月期)	第 46 期 (2024年３月期)	第 47 期 (2025年３月期)
売上高	百万円	50,666	53,822	50,471	53,479
経常利益	百万円	11,724	10,206	9,079	9,400
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	8,129	7,346	6,444	8,121
１株当たり当期純利益	円	108.36	97.90	85.90	108.28
総資産	百万円	71,333	73,468	87,861	83,228
純資産	百万円	41,121	47,623	58,435	61,386
１株当たり純資産額	円	542.86	629.13	779.18	818.41

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
2. １株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
3. 第46期第２四半期連結会計期間より、「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。
「株式給付信託（J-ESOP）」に信託されている当社株式は1株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額の算定上控除する自己株式数に含めております。
4. 2024年10月１日付で普通株式１株につき3株の株式分割を行っております。第44期(2022年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

＜ご参考＞

■ 売上高 (百万円)

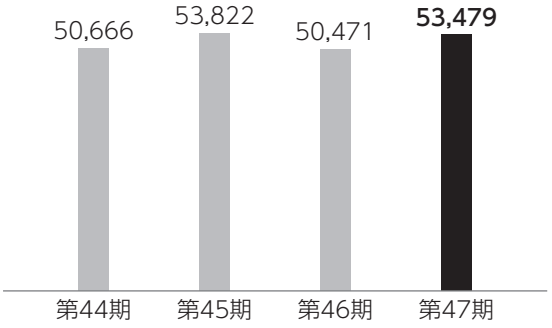

■ 経常利益 (百万円)

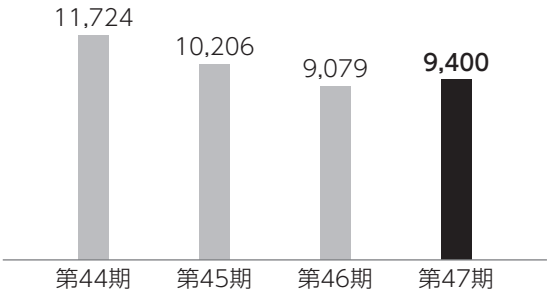

■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

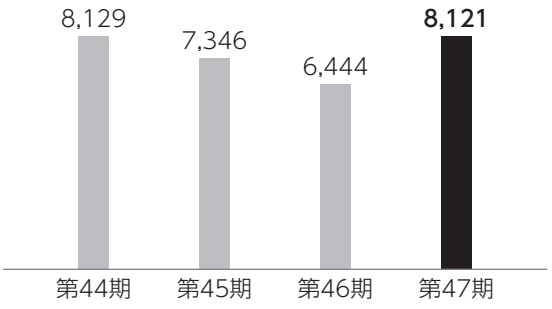

■ 1株当たり当期純利益 (円)

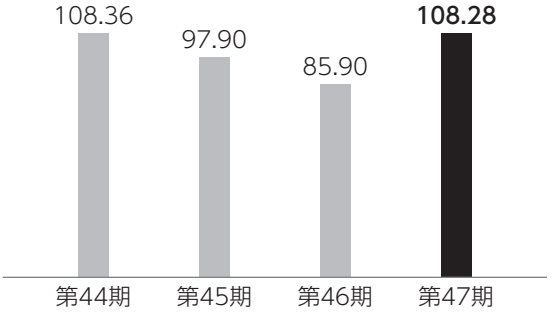

■ 総資産 ／ ■ 純資産 (百万円)

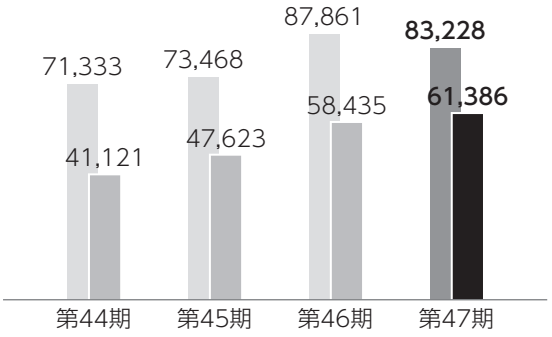

■ 1株当たり純資産額 (円)

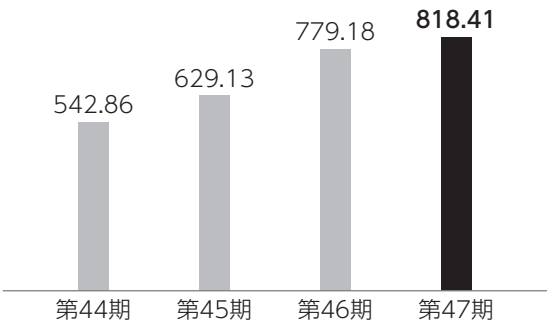

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社バンディック	96百万円	100.0%	ファインプラスチック成形品の製造･販売
TOWATEC株式会社	30百万円	100.0%	半導体製造装置･金型の販売･アフターサービス
TOWAレーザーフロント株式会社	100百万円	100.0%	レーザ加工装置の製造･販売･アフターサービス
TOWA Asia-Pacific Pte. Ltd.	500千シンガポールドル	100.0%	半導体製造装置･金型の販売･アフターサービス
TOWAM Sdn. Bhd.	8,000千マレーシアリンギット	100.0%	半導体製造装置の製造
TOWA TOOL Sdn. Bhd.	40,000千マレーシアリンギット	100.0%	半導体製造金型の製造･販売･アフターサービス
TOWA Semiconductor Equipment Philippines Corp.	11,000千フィリピンペソ	100.0%	半導体製造装置･金型の販売･アフターサービス
TOWA THAI COMPANY LIMITED	10,000千バーツ	100.0%	半導体製造装置･金型の販売･アフターサービス
TOWA USA Corporation	1,000千米ドル	100.0%	半導体製造装置･金型の販売･アフターサービス
TOWA Europe B.V.(オランダ)	800千ユーロ	100.0%	半導体製造装置･金型の販売･アフターサービス
TOWA Europe GmbH(ドイツ)	25千ユーロ	100.0%	半導体製造装置･金型の販売
東和半導体設備(上海)有限公司	1,000千米ドル	100.0%	半導体製造装置･金型の販売･アフターサービス
TOWA半導体設備(蘇州)有限公司	12,000千米ドル	100.0%	半導体製造装置･金型の製造
東和半導体設備(南通)有限公司	30,000千米ドル	100.0%	半導体製造装置･金型の製造
東和半導体設備研究開発(蘇州)有限公司	1,000千米ドル	100.0%	半導体製造装置･金型の開発･設計
台湾東和半導体設備股份有限公司	28,000千ニュー台湾ドル	100.0%	半導体製造装置･金型の販売･アフターサービス
TOWA韓国株式会社	3,350百万ウォン	100.0%	半導体製造装置･金型の製造･販売･アフターサービス
TOWAファイン株式会社	1,300百万ウォン	100.0%	半導体製造用部品の製造･販売

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、今後もさらなる成長と企業価値の向上を目指し、世界において他社の追随を許さない唯一無二の企業となるため、2022年３月に新たな長期ビジョン「ＴＯＷＡビジョン2032」を発表いたしました。

《ＴＯＷＡビジョン2032》

「ＴＯＷＡビジョン2032」は「変革で世界の頂へ」をテーマに、10年後に売上高1,000億円、営業利益率25％を目指します。また、今後、ＴＯＷＡがどのような企業であるべきかを改めて問い直すとともに、10年後のありたい姿を定めました。

１．テーマ

変革で世界の頂へ

２．ありたい姿

◎パッケージングプロセス提案により顧客価値を創出し続ける世界のリーディングカンパニー
◎ＴＯＷＡの技術でサステナブルな社会を実現する会社
◎積極的な情報発信で知名度の高い会社
◎企業文化の伝承と多様な価値観を尊重する笑顔で働ける会社

３．目標とする経営指標（長期ビジョン）

当社グループは、目標とする経営指標として以下の数値を掲げております。
これらを重要指標と認識し、企業価値の向上に努めてまいります。

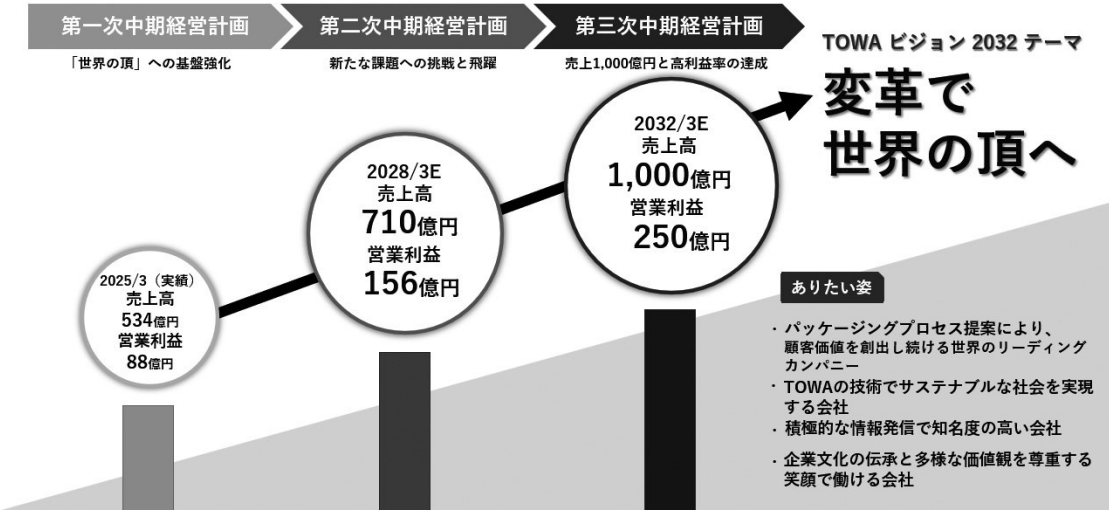

《第二次中期経営計画》
　第二次中期経営計画は、“新たな課題への挑戦と飛躍”を掲げております。第一次中期経営計画で強化した基盤により、新たな課題へ挑戦し2032年の目標に向かって取組んでまいります。第二次中期経営計画のテーマは「TOWA イズムで次世代をリードする人財を創出」としております。当社の競争力の源泉は人財であり、今後10年、20年、さらにその先も業界トップであり続けるため、そして、他社 の追随を許さない唯一無二の企業になるために、人財への投資をより積極的に行ってまいります。

1．テーマ
　ＴＯＷＡイズムで次世代をリードする人財を創出

2．基本方針
　①パラダイムシフトにより製品・サービスの付加価値を向上し収益力を高める
　②DXとAIの活用によりスピード経営を実現し市場競争力を強化する
　③コアコンピタンス※を活用し新たな市場を創り出す
　④多様性に富んだ挑戦思考を持ち次世代をリードする人財の育成を図る
　⑤サステナビリティへの積極的な取組みにより社会貢献と企業価値の向上を図る
　※他社に真似できない核となる能力。独自の強みや専門性など

3．事業戦略
【半導体事業】
　①プロセスイノベーションで顧客ニーズに応える
　②DXとAIの活用で世界のコストリーダーへ
　③グローバルな開発体制でオンリーワン製品を世界に

【メディカルデバイス事業※】
　①すぐれた成形技術を高度な医療機器づくりに
　②一貫生産で高収益体制に
　③技能の研鑽で価値創造ビジネスを
　※「化成品（ファインプラスチック成形品）事業」の名称を「メディカルデバイス事業」に変更いたします。

【新事業】
①コアコンピタンスを軸に高付加価値製品で事業拡大を
②工具メーカーとしてメジャーブランドに
③サブスクビジネスで新たな収益を築く
④リニューアルビジネスでサステナビリティを実現

【レーザ事業】
①競争力のある製品で安定的な収益確保と事業拡大を
②発振ユニット内製化とサブスクビジネスへ
③レーザ技術で半導体プロセスに一石を

4．人財戦略
①企業理念の継承と技術の伝承をTOWAアカデミーで
②未来を担うリーダーの創出
③DX・AIで人的資本の強化
④多様な人財の活躍環境の構築

5. 財務戦略
新たに財務KPIと株主還元目標を設定（2028年3月期までの目標）
①財務KPI：ROE13%以上
②株主還元：配当性向20%以上

6. 目標とする経営指標（第二次中期経営計画）

当社グループは、目標とする経営指標として以下の数値を掲げております。
これらを重要指標と認識し、企業価値の向上に努めてまいります。

（単位：億円）

項目＼期別		2028年３月期（計画）
売上高		710
売上高内訳	半導体製造装置事業	521
	メディカルデバイス事業	28
	新事業	133
	レーザ加工装置事業	28
営業利益		156
営業利益率		22.0%
経常利益		156
親会社株主に帰属する当期純利益		109
ROE		13%以上
株主還元		配当性向20%以上

⑸ **主要な事業内容**（2025年３月31日現在）

事業区分	事業内容
半導体製造装置事業	半導体製造装置の製造及び販売
メディカルデバイス事業	医療機器等の製造及び販売
レーザ加工装置事業	レーザ加工装置の製造及び販売

（注）当連結会計年度より、従来「ファインプラスチック成形品事業」としていた報告セグメントの名称を「メディカルデバイス事業」に変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

⑹ **主要な営業所及び工場**（2025年３月31日現在）

名称		所在地	主な事業区分
ＴＯＷＡ株式会社	本社・工場	京都市南区	半導体製造装置事業
	京都東事業所	京都府綴喜郡宇治田原町	
	九州事業所	佐賀県鳥栖市	
株式会社バンディック		山梨県韮崎市	メディカルデバイス事業
ＴＯＷＡレーザーフロント株式会社		神奈川県相模原市	レーザ加工装置事業
ＴＯＷＡＭ Ｓｄｎ．Ｂｈｄ．		マレーシア［ペナン州］	半導体製造装置事業
ＴＯＷＡ ＴＯＯＬ Ｓｄｎ．Ｂｈｄ．		マレーシア［ペナン州］	半導体製造装置事業
ＴＯＷＡ半導体設備(蘇州)有限公司		中国［江蘇省］	半導体製造装置事業
東和半導体設備(南通)有限公司		中国［江蘇省］	半導体製造装置事業
ＴＯＷＡ韓国株式会社		韓国［忠清南道］	半導体製造装置事業
ＴＯＷＡファイン株式会社		韓国［京畿道］	半導体製造装置事業

⑺ **従業員の状況**（2025年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
半導体製造装置事業	1,906（115）名	97名増（19名増）
メディカルデバイス事業	87（67）名	11名増（2名減）
レーザ加工装置事業	106（3）名	6名増（1名増）
合計	2,099（185）名	114名増（18名増）

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
681（76）名	58名増（12名増）	39.5歳	11.3年

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社京都銀行	3,966
株式会社みずほ銀行	2,003
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,341
株式会社三井住友銀行	975
農林中央金庫	561
三井住友信託銀行株式会社	561

（注）１．当社は、資金調達の効率化及び安定化を図るため、取引銀行６行と総額185億円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は70億円であります。

２．借入額には、株式会社京都銀行を主幹事とした合計５行によるシンジケートローンの借入金残高10億円が含まれております。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2025年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　240,000,000株

（注）2024年８月29日開催の取締役会決議により、2024年10月１日付で株式分割（１株を３株に分割）に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は、160,000,000株増加しております。

② 発行済株式の総数　　75,140,556株

（注）１．当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）５名及び執行役員６名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2024年８月20日付で普通株式2,964株を発行いたしました。

２．2024年10月１日付の株式分割（１株を３株に分割）により、発行済株式の総数は、50,093,704株増加しております。

③ 株主数　　62,162名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,753,900株	7.66%
株式会社ケイビー恒産	5,700,000株	7.59%
株式会社エヌレガロ	3,780,000株	5.03%
株式会社京都銀行	2,099,520株	2.80%
株式会社日本カストディ銀行	1,798,180株	2.39%
JPモルガン証券株式会社	1,623,974株	2.16%
濱田　英之	1,286,400株	1.71%
楽天証券株式会社	1,127,200株	1.50%
TOWA社員持株会	934,192株	1.24%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	849,894株	1.13%

（注）１．持株比率は自己株式（43,275株）を控除して計算しております。

２．自己株式（43,275株）には、「株式給付信託（J-ESOP）」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式(90,780株)は含まれておりません。

⑤　当事業年度中に当社役員に対し交付した株式の状況

	株　式　数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外役員を除く。）	2,260株	5名

（注）1．当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告 「(3)会社役員の状況　③取締役の報酬等」に記載しております。
2．当社は、2024年10月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上表は交付時点（2024年8月20日）の株式数であります。

⑵　新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年３月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
岡田博和	代表取締役社長		
石田耕一	取締役	常務執行役員 コア技術事業本部・開発本部担当 コア技術事業本部長	
柴原信隆	取締役	上席執行役員 経営企画本部・管理本部担当 管理本部長	
西村一洋	取締役	執行役員 生産本部担当 生産本部長	
三浦宗男	取締役	執行役員 営業本部・シンギュレーション事業本部担当 営業本部長	
服部広志	取締役 （監査等委員・常勤）		
和氣大輔	取締役 （監査等委員）		和氣公認会計士事務所 所長 シライ電子工業株式会社 社外取締役監査等委員
後藤美穂	取締役 （監査等委員）		後藤総合法律事務所 弁護士
田中素子	取締役 （監査等委員）		田中公認会計士事務所 所長 株式会社ワコールホールディングス 社外監査役

（注）１．取締役（監査等委員）和氣大輔氏、後藤美穂氏及び田中素子氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）服部広志氏、和氣大輔氏、後藤美穂氏及び田中素子氏は、以下のとおり、財務、会計及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
・取締役（監査等委員）服部広志氏は、当社の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
・取締役（監査等委員）和氣大輔氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
・取締役（監査等委員）後藤美穂氏は、弁護士の資格を有しております。
・取締役（監査等委員）田中素子氏は、公認会計士の資格を有しております。

3．重要な会議等に出席し情報収集の充実を図り、内部監査室との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査･監督機能を強化するために、服部広志氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4．取締役（監査等委員）和氣大輔氏、後藤美穂氏及び田中素子氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
5．当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏 名	異　　動　　前	異　　動　　後	異 動 年 月 日
岡 田 博 和	代表取締役社長	代表取締役会長 （最高経営責任者）	2025年４月１日
三 浦 宗 男	取締役 執行役員 営業本部・シンギュレーション事業本部担当 営業本部長	取締役 社長執行役員 営業本部長	2025年４月１日
石 田 耕 一	取締役 常務執行役員 コア技術事業本部・開発本部担当 コア技術事業本部長	取締役 常務執行役員 コア技術事業本部長	2025年４月１日
柴 原 信 隆	取締役 上席執行役員 経営企画本部・管理本部担当 管理本部長	取締役 上席執行役員 管理本部長	2025年４月１日
西 村 一 洋	取締役 執行役員 生産本部担当 生産本部長	取締役 執行役員 生産本部長	2025年４月１日

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識して行った行為や、私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因するものについては、免責事由として損害を填補しないこととしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、執行役員及び監査役です。

保険料は、全額当社負担としております。

③ 取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当該決定方針の内容（その後の改訂を含む）は次のとおりです。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その内容が当該決定方針と整合していることを確認しております。

基本方針

取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ａ．基本報酬に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とする。あらかじめ取締役会の承認を得た固定報酬テーブルに基づき、役位、職責、在任年数、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

ｂ．業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、賞与として毎年一定の時期に支給する。業績連動報酬は、全社業績に応じて変動する部分と個人業績に応じて変動する部分とで構成される。全社業績に応じて変動する部分については、各事業年度の期初に発表した売上高及び営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて、あらかじめ取締役会の承認を得たテーブルに基づき額を算出する。

個人業績に応じて変動する部分については、当該取締役が担当する本部の業績（目標達成度）、担当する連結子会社の経営成績、その他国や地域の経済情勢、業界の情勢、同業他社の業績等に応じて、あらかじめ取締役会の承認を得たテーブルに基づき額を算出する。

ｃ．非金銭報酬に関する方針

　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、一定の譲渡制限期間が付された当社普通株式を毎年一定の時期に割り当てる譲渡制限付株式報酬とする。報酬の額の決定に際しては、役位、職責等を踏まえて決定する。

ｄ．報酬等の割合に関する方針

　取締役の種類別の報酬割合（年額）については、取締役全体で概ね

　基本報酬（使用人兼務取締役については使用人分給与を除く）：業績連動報酬：非金銭報酬＝７：２：１となることを目安とする。

ｅ．報酬等の額の決定に関する事項

　代表取締役社長は、各取締役の基本報酬額、業績連動報酬額、非金銭報酬額の決定にあたってａ．～ｄ．の方針に基づき査定を行い、その内容を委員の過半数が独立社外取締役で構成され、議長も独立社外取締役が務める任意の指名・報酬委員会に諮問する。

　諮問を受けた任意の指名・報酬委員会は取締役会に対し助言・提言を行い、取締役会は、当該助言・提言を充分に考慮して決定を行う。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等　　(単位：千円)

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役(監査等委員を除く)	224,972	139,800	64,800	20,372	5名
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	29,160 (17,820)	29,160 (17,820)	― (―)	― (―)	5名 (3名)
合　　計 (うち社外取締役)	254,132 (17,820)	168,960 (17,820)	64,800 (―)	20,372 (―)	10名 (3名)

(注) 1．上表には、2024年６月27日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）１名を含んでおります。

2．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年６月29日開催の第38回定時株主総会において年額３億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、４名です。また、金銭報酬とは別枠で、2022年６月29日開催の第44回定時株主総会において、株式報酬の額として年額90百万円以内、株式数の上限を年45,000株以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は５名です。

3．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年６月29日開催の第38回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、３名（うち、社外取締役２名）です。

4．非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりです。

5．業績連動報酬のうち全社業績に応じて変動する部分の指標は、売上高及び営業利益であり、その実績は、売上高534億79百万円、営業利益88億80百万円であります。当該指標を選択した理由は、中期経営計画（2022年４月～2025年３月）において各事業年度の売上高目標と営業利益目標を掲げており、これと連動させるのが適切であると判断したためです。
業績連動報酬のうち個人業績に応じて変動する部分の指標は、当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）が担当する本部の業績（目標達成度）、担当する連結子会社の経営成績、その他国や地域の経済情勢、業界の情勢、同業他社の業績等であります。当該指標を選択した理由は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績を適切に評価し報酬等に反映させる指標としてこれらが妥当であると判断したためです。なお、これらの指標は多岐にわたり、定性的な要素も含んだ総合的な判断となることから、実績を数値化等し表示することは困難であると考えております。
当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して、全社業績、個人業績それぞれについてあらかじめ取締役会の承認を得たテーブルで定める係数を乗じたものから算定されております。

6．報酬等の額の決定に関する方針は、代表取締役社長が取締役管理本部長を交えて案を作成し、任意の指名・報酬委員会の諮問を経て、社外取締役が参加する取締役会において決定しております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等との重要な兼職状況（他の法人等の業務執行者または社外役員である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

区　　分	氏　　名	重　要　な　兼　職　の　状　況
取　締　役 （監査等委員）	和　氣　大　輔	和氣公認会計士事務所 所長 シライ電子工業株式会社 社外取締役監査等委員
取　締　役 （監査等委員）	後　藤　美　穂	後藤総合法律事務所 弁護士
取　締　役 （監査等委員）	田　中　素　子	田中公認会計士事務所 所長 株式会社ワコールホールディングス 社外監査役

（注）上記の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 （監査等委員）	和氣大輔	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。取締役会において、主に公認会計士・税理士としての豊富な経験や実績及び会計・税務に関する専門的な立場から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会17回全てに出席いたしました。監査等委員会において、監査結果について意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。
取締役 （監査等委員）	後藤美穂	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。取締役会において、主に弁護士としての豊富な経験や実績及び法律に関する専門的な立場から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会17回全てに出席いたしました。監査等委員会において、監査結果について意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。
取締役 （監査等委員）	田中素子	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。取締役会において、主に公認会計士としての豊富な経験や実績及び国内外の監査・財務会計に関する専門的な立場から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会17回全てに出席いたしました。監査等委員会において、監査結果について意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　PwC Japan 有限責任監査法人

② 報酬等の額

(単位：千円)

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,380

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社の子会社のうち、TOWA半導体設備(蘇州)有限公司ほか計10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議しております。決議内容及び運用状況の概要は次のとおりです。

［決議内容の概要］

① 当社及び子会社の取締役等ならびに従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．法令遵守を重要課題と位置付け、当社及び子会社の取締役等ならびに従業員が、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範となるコンプライアンス規程をはじめ、法令遵守に係る規程を整備・制定する。

ロ．取締役、管理職及び従業員に対して階層別に必要な研修を定期的に実施し、コンプライアンスに対する意識の維持・向上を図る。

ハ．内部監査室は、その監査の一環として法令遵守体制の有効性について監査する。

ニ．前二項の結果は、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

ホ．法令上疑義のある行為等について、直接情報提供を受ける手段として通報者の保護を徹底した公益通報・相談システムを充実する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会議事録、稟議書、帳票類、各種契約書、その他取締役の職務執行状況を示す主要な保存文書・情報類（電磁的媒体を含む。）の明確化を行い、適切な保存期間の設定及び管理方法を明確にするために「文書管理規程」、「情報システム管理規程」の見直し・整備を推進する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社の代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社及び子会社の経営環境、事業活動、会社財産の状況を踏まえたリスクの識別、分析及び評価を実施する。

ロ．識別及び分析されたリスクに応じたリスク管理組織を設置し、リスク管理を有効にするための具体的管理計画の策定に基づいた管理の実行と定期的な評価を行う体制を構築する。

ハ．前項のリスク管理に関する実行と評価は、定期的に取締役会に報告する。

ニ．内部監査室は、その監査の一環としてリスク管理の有効性について監査する。

④ 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、あらかじめ経営会議において協議を行い、取締役会が決定する。

ロ．当社の取締役会が執行を決定した経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、経営会議において定期的にレビューを行い、取締役会に報告する。

ハ．当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するために、執行役員制度の導入によって職務分担と権限を明確にし、社内組織における適切な役割分担と連携を行う体制を構築する。

ニ．当社及び子会社は、権限及びその他の組織に関する基準を定め、これを準拠し、業務を執行する。
ホ．当社及び子会社は、業務の簡素化、組織のスリム化及びＩＴの適切な活用を通じて業務の効率化推進体制を構築する。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ．「組織・職務分掌規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社統括担当部門及び各本部は、それぞれの所管業務を通じて、子会社の事業における内部統制システムの構築・整備・運用について指導・管理する。また、子会社の決算書類及びその他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
ロ．内部監査室は、「国内外事業会社内部監査規程」の定めるところに従って、子会社における法令遵守及びリスク管理体制等内部統制システムの構築と運用について監査する。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
監査等委員会が求めたときは、所定の決裁を経て、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を必要に応じて配置する。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき従業員の他の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
イ．監査等委員会の職務を補助すべき従業員が監査等委員会の補助職務を担うときは、監査等委員会の指揮命令に従う。
ロ．監査等委員会の職務を補助すべき従業員の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得る。

⑧　当社及び子会社の取締役等ならびに従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
会社経営及び事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況及び結果等、あらかじめ協議して定める監査等委員会に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう社内体制の整備を行う。

⑨　監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「公益通報（内部通報）取扱規程」に基づき、監査等委員会への通報を理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制とする。

⑩　監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ．会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、監査等委員が社内の重要な会議等に出席できる体制を確保する。
ロ．代表取締役社長と監査等委員会は定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深めるように努める。

［運用状況の概要］
①　法令遵守体制
　「コンプライアンス規程」において、当社及び子会社の取締役等ならびに従業員が遵守すべき行動基準を明記しております。また、「インサイダー取引管理規程」、「個人情報保護規程」、「公益通報（内部通報）取扱規程」等を制定し、法令遵守体制を整備・構築するとともに、社内への浸透を図るため、全社員を対象とした定期的な研修教育を実施しております。

②　リスク管理体制
　「リスク管理委員会規程」及び「リスク管理運営規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しており、毎年当該委員会にて当社及び子会社の事業上の様々なリスクを評価し、リスク対策を決定しております。決定されたリスク対策は、下部組織であるリスク対策分科会にて実施しており、その実施状況については定期的に取締役会へ報告を行っております。

③　取締役の職務の執行体制
イ．「取締役会規程」に基づき、定期的に取締役会を開催しており、当期は17回開催いたしました。また、経営上の重要な案件については、代表取締役が指名した執行役員等のメンバーで構成された経営会議にて事前に協議することにより、迅速かつ効率的な経営の意思決定を行える体制を確立しております。
ロ．当社は、取締役会の監督機能強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、統治体制を監査等委員会設置会社とし、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことにより、監査・監督の実効性の向上を図っております。

④　グループ会社管理体制

子会社の営業成績、財務状況及びその他の重要な情報につきましては、子会社から親会社へ定期的または随時報告され、当社は的確にその状況を把握しております。また、子会社における特に重要度の高い業務の執行については、最終決裁を親会社とする等、企業集団としての内部統制が適切に機能する体制を整えております。

⑤　監査等委員の活動に関わる体制

常勤監査等委員は、経営会議、リスク管理委員会等の社内の重要会議への出席や、稟議決裁等を通じて、監査に必要な情報を収集するとともに、その意思決定のプロセスや内容について監督を行い、必要に応じて監査等委員会において、他の監査等委員に報告しております。

また、経営トップとの円滑なコミュニケーションを図るため、各監査等委員と代表取締役社長との意見交換の場を定期的に設けており、当期は12回開催いたしました。

⑹　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社定款の定めにより、剰余金の配当等は取締役会の決議により定めております。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策の一つであると考えており、競争力のある製品開発を目指す研究開発投資や生産性向上を目的とする設備投資、新たな市場への事業展開に係る投資、財務体質の改善等に必要な内部留保を確保した上で、継続的な安定配当を基本方針として、各事業年度の業績に応じた利益配分を実施いたします。

当事業年度の期末配当金につきましては、１株当たり20円とさせていただきます。なお、中間配当金を見送りとさせていただきましたので、年間の配当金は１株当たり20円となります。

また、当社は、2024年10月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。年間の配当金につきましては、当該株式分割の影響を考慮した金額を記載しておりますが、株式分割実施前の基準に換算すると60円になります。

連結貸借対照表

(2025年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**50,652,299**	**流動負債**	**18,009,944**
現金及び預金	21,338,921	支払手形及び買掛金	2,551,525
受取手形	58,972	電子記録債務	28,887
電子記録債権	351,247	短期借入金	7,000,000
売掛金	11,332,248	一年以内返済予定長期借入金	1,120,000
リース債権及びリース投資資産	19,965	リース債務	166,833
棚卸資産	15,847,502	未払法人税等	1,222,764
その他	1,709,806	前受金	1,819,014
貸倒引当金	△6,364	賞与引当金	1,168,008
固定資産	**32,576,186**	役員賞与引当金	117,231
有形固定資産	**24,500,885**	製品保証引当金	313,722
建物及び構築物	9,279,121	その他	2,501,956
機械装置及び運搬具	5,659,723	**固定負債**	**3,832,173**
土地	6,566,490	長期借入金	1,370,000
リース資産	1,175,777	リース債務	407,950
建設仮勘定	829,705	繰延税金負債	957,017
その他	990,066	退職給付に係る負債	1,014,238
無形固定資産	**1,421,284**	株式給付引当金	82,967
ソフトウェア	354,013	**負債合計**	**21,842,118**
その他	1,067,270	**純資産の部**	
投資その他の資産	**6,654,017**	**株主資本**	**54,798,186**
投資有価証券	4,446,381	**資本金**	**8,969,261**
繰延税金資産	517,376	**資本剰余金**	**464,571**
退職給付に係る資産	678,782	**利益剰余金**	**45,479,594**
その他	1,011,477	**自己株式**	**△115,241**
		その他の包括利益累計額	**6,588,181**
		その他有価証券評価差額金	**2,817,381**
		為替換算調整勘定	**3,716,815**
		退職給付に係る調整累計額	**53,984**
		純資産合計	**61,386,368**
資産合計	**83,228,486**	**負債・純資産合計**	**83,228,486**

連結損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**53,479,205**
売上原価		**33,572,197**
売上総利益		**19,907,008**
販売費及び一般管理費		**11,026,604**
営業利益		**8,880,404**
営業外収益		
受取利息及び配当金	323,162	
固定資産賃貸料	71,243	
雑収入	307,345	701,751
営業外費用		
支払利息	91,336	
貸与資産減価償却費	33,083	
為替差損	31,466	
雑損失	25,884	181,771
経常利益		**9,400,384**
特別利益		
固定資産売却益	6,559	
投資有価証券売却益	1,306,284	
受取損害賠償金	524,175	1,837,020
特別損失		
固定資産売却損	2,734	
固定資産除却損	14,292	
投資有価証券評価損	12,056	29,083
税金等調整前当期純利益		**11,208,320**
法人税・住民税及び事業税	3,149,194	
法人税等調整額	△61,924	3,087,270
当期純利益		**8,121,050**
親会社株主に帰属する当期純利益		**8,121,050**

貸 借 対 照 表

(2025年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**25,441,283**	**流動負債**	**16,145,337**
現金及び預金	6,045,101	買掛金	2,582,619
受取手形	1,243	短期借入金	7,000,000
電子記録債権	138,809	一年以内返済予定長期借入金	1,120,000
売掛金	8,984,348	未払金	2,039,628
商品及び製品	2,956,604	未払法人税等	671,032
仕掛品	3,603,884	未払費用	224,862
原材料及び貯蔵品	919,655	前受金	1,507,567
前払費用	55,816	預り金	30,853
未収入金	1,283,137	賞与引当金	644,638
関係会社短期貸付金	830,000	役員賞与引当金	64,800
一年以内返済予定関係会社長期貸付金	236,000	製品保証引当金	259,305
その他	391,997	その他	30
貸倒引当金	△5,313	**固定負債**	**1,450,820**
固定資産	**27,154,158**	長期借入金	1,370,000
有形固定資産	**10,187,104**	株式給付引当金	80,820
建物	2,787,275	**負債合計**	**17,596,158**
構築物	145,432	**純資産の部**	
機械装置	2,443,953	**株主資本**	**32,181,902**
車両運搬具	22,617	**資本金**	**8,969,261**
工具器具備品	530,483	**資本剰余金**	**498,869**
土地	4,028,194	資本準備金	498,869
建設仮勘定	229,147	**利益剰余金**	**22,829,011**
無形固定資産	**514,992**	利益準備金	662,879
ソフトウェア	506,726	その他利益剰余金	22,166,132
その他	8,265	**自己株式**	**△115,241**
投資その他の資産	**16,452,061**	**評価・換算差額等**	**2,817,381**
投資有価証券	4,446,381	**その他有価証券評価差額金**	**2,817,381**
関係会社株式	4,536,195	**純資産合計**	**34,999,284**
出資金	217,672		
関係会社出資金	4,933,061		
関係会社長期貸付金	814,000		
前払年金費用	483,944		
繰延税金資産	908,591		
その他	112,214		
資産合計	**52,595,442**	**負債・純資産合計**	**52,595,442**

損　益　計　算　書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		**41,938,812**
売上原価		**30,368,494**
売上総利益		**11,570,318**
販売費及び一般管理費		**8,665,203**
営業利益		**2,905,114**
営業外収益		
受取利息及び配当金	408,935	
システム利用料	39,124	
受注キャンセル料	34,200	
雑収入	87,444	569,704
営業外費用		
支払利息	68,051	
為替差損	257,062	
雑損失	19,396	344,510
経常利益		**3,130,308**
特別利益		
固定資産売却益	3,329	
投資有価証券売却益	1,306,284	
受取損害賠償金	524,175	1,833,789
特別損失		
固定資産除却損	8,175	
投資有価証券評価損	12,056	20,232
税引前当期純利益		**4,943,865**
法人税・住民税及び事業税	1,516,068	
法人税等調整額	△227,077	1,288,990
当期純利益		**3,654,874**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月７日

ＴＯＷＡ株式会社
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中村　源
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　有岡照晃

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＴＯＷＡ株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＴＯＷＡ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月７日

ＴＯＷＡ株式会社
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中村　源
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　有岡照晃

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＴＯＷＡ株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 計算書類等に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類等の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

(1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月7日

ＴＯＷＡ株式会社　監査等委員会

取締役	常勤監査等委員	服部　広志	㊞
社外取締役	監査等委員	和氣　大輔	㊞
社外取締役	監査等委員	後藤　美穂	㊞
社外取締役	監査等委員	田中　素子	㊞

メ　モ

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。